

## 裁定請求書などの事前送付について

厚生年金や国民年金の老齢年金の請求には、これまで社会保険事務所、年金相談センターなどへ出向いて、年金の請求書である「裁定請求書」を記入しての手続きが必要でした。

平成17年10月から、社会保険庁が管理する年金加入記録により、基礎年金の受給資格要件が確認できた方に対し、年金加入記録をあらかじめ印字した「裁定請求書」を年金支給開始年齢（60歳または65歳）到達の3ヶ月前に送付することになりました。

これは、利便性の向上、裁定請求漏れの防止、裁定事務の簡素化を図るためです。

また、60歳からは年金を受け取れない方や、加入期間が足りない方には、その旨を説明した「案内ハガキ」を60歳到達の3ヶ月前に送付します。

65歳前にすでに受給権が発生している未請求の方に対しても、65歳到達月の3ヶ月前に「裁定請求書」を送付することになりました。

### 【10月の送付対象者】

- ・60歳到達月の3ヶ月前の送付：  
昭和21年1月2日以降に  
生まれた方
- ・65歳到達月の3ヶ月前の送付：  
昭和16年1月2日以降に  
生まれた方

平成17年10月31日からお問合せ先は「ねんきんダイヤル」へ！

年金請求などの年金相談

0570-05-1165

年金をお受けになっている方の年金相談

年金相談

0570-07-1165

受付時間 午前8時30分～午後5時

(土・日・祝日を除く)

・「ねんきんダイヤル」は、お客様からの電話を全国の年金電話相談センターのうち、空いているところにお繋ぎいたします。

・通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

・電話機の設定、PHSなど電話機によつてご利用になれません。お手数ですが他の電話機でおかけ直したどうか、最寄りの社会保険事務所をご利用ください。

社会保険庁 <http://www.sia.go.jp>

### アメリカの年金制度に加入した期間を持っていませんか？

平成17年10月1日に「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」が発効となり、日本とアメリカの年金制度の加入期間が通算されます。

### 年金加入期間の通算対象となる方

・日米両国の年金制度の加入期間を持つている方で、加入期間不足による

りアメリカの年金制度、または、日本の年金制度から年金を受けることができないう方

・日米両国の年金制度に加入期間を持つている方が、アメリカの年金制度加入中に障害となった、または、死亡したために、日本の年金制度から障害年金や遺族年金を受けられることができない方

詳しくは大垣社会保険事務所（TEL0584-78-5166）にお問合せください。または、社会保険庁のホームページの社会保険協定のコーナー（<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm>）をご覧ください。

### 里親登録について

里親制度とは家庭に恵まれない子どものために、家庭的な環境を確保し、子どもを心身ともに健やかに育てることを目的とするものです。

里親登録を希望される方は、揖斐川町役場福祉課 TEL22-2111（内線174）までお問い合わせください。

### 坂内ふるさと福祉村

#### 第2回 ふるさとまつり

- とき 11月27日（日）  
午前10時～午後2時
- ところ 坂内広瀬茅葺サロン「夢想庵」
- 催し物 人形劇、バザー、もちつき大会など

### いちごで新規就農 いちご栽培に関する 就農相談窓口を開設

揖斐川町内では、11戸の農家がいちごのハウス栽培を行っています。ここ最近、定年退職後にいちご栽培をしたいとの就農相談が増えているため、50代から60代前半の方を対象にした、いちごに関する営農相談窓口を開設しますので、いちご栽培に興味のある方は左記までご連絡ください。

- ①西濃地域揖斐農業改良普及センター  
TEL23-1111（内線234）
- ②JAいび川グリーンネットいび  
TEL22-0183
- ③揖斐川町役場農林振興課  
TEL22-2111（内線190）

### 職員の募集

揖斐川町では次のとおり嘱託職員を募集します。

- 応募人数 1名
  - 職種 いびがわクリーンセンター 作業嘱託職員
  - 応募資格 町内在住で、フォークリフト運転の資格を有する心身健全な年齢満60歳未満の方
  - 応募期間 平成17年11月30日まで
  - 申込み 応募期間中に履歴書を役場総務課まで提出してください。
- ※詳しくは総務課までお尋ねください。